

お客様紹介制度に関する取扱い基準

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 お客様および当社従業員のネットワークを通じて新規入会者の増加を図るために、「販売管理規程」に従い、「お客様紹介制度」を制定する。
- 2 本基準は、24/7Workout または 24/7English のお客様および当社の従業員(以下、紹介者)が、家族や知人(以下、被紹介者)を紹介し、被紹介者が 24/7Workout または 24/7English に入会した場合のお客様に対する特典を規定するものである。
- 3 前項の従業員が本制度を利用した場合に支給する手当については、別に定める給与規程および達成手当支給基準によるものとする。

(主管部門及び責任者)

- 第2条 本基準の主管部門はパーソナルトレーニング事業部 営業推進部及びマーケティング事業部 英語事業とし、責任者は営業推進部及び英語事業のマネージャー以上の役職のものとする。

第2章 お客様に対する紹介特典

(付与対象者)

- 第3条 被紹介者が 24/7Workout または 24/7English に入会した場合、紹介者及び被紹介者に特典を付与する。紹介者の対象は、24/7Workout または 24/7English の在籍者・卒業者(中途退会者を含む)とする。

(付与特典及び付与日)

- 第4条 被紹介者への特典は、被紹介者が紹介者からの紹介であることを当社発行の紹介カード等により明示することを条件にコース契約時に付与する。

- (1) 被紹介者への特典：入会金無料

- 第5条 紹介者への特典は、被紹介者がコース契約(入金)を締結した月の翌月末時点で全額返金制度またはクーリングオフ制度を利用していないことを条件に付与する。

- (1) 紹介者への特典：ECポイント 20,000ポイント

- 2 紹介者への特典は、被紹介者がコース契約(入金)を締結した月の翌々月1日から15日の間に付与する。

第3章 手続き

(適用期間)

- 第6条 当該顧客紹介制度は限定的なものであるため、予告なしに社内通知をもって終了する。

- 2 本基準第4条第1項及び第5条第1項の紹介特典は、被紹介者の入会日が2019年8月1日以降の事案を適用対象とする。

(申請)

第7条 当該基準の適用対象者が発生した場合は、コース契約月の末日までに申請を行い、所定の手続を経て、承認を得なければならない。

- 2 なお、申請日がコース契約月の翌月第一営業日を過ぎていた場合は、第5条第2項の規定にかかわらず、コース契約（入金）を締結した月の3ヶ月後に付与するものとする。

(附則)

1. 本基準の改廃は、パーソナルトレーニング事業部長及びマーケティング事業部 英語事業執行役員の決裁によるものとする。
2. 本基準は、令和元年8月1日 施行・実施